

鳥取県革新的事業創出支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県革新的事業創出支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県内に所在する中小企業又はグループが革新的な製品・技術・サービスの開発を目指して行う研究開発等を支援することにより、新事業の創出や多角化、ビジネス形態の転換を推進するとともに、温室効果ガス削減など環境・エネルギー分野での事業化を促すことを目的に交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 次の要件を全て満たす者

- ア 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条に定める中小企業者であること。
- イ 鳥取県内に本店、支社、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、鳥取県内において主体的に事業化に向けた調査・研究開発に取り組む能力を有すること。
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業(以下「風俗営業等」という。)を営む者ではないこと。
- エ 次の要件をいずれも満たすこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではないこと。
なお、個人事業主の場合は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
 - (イ) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(2) 次の要件を全て満たすグループ(本号のウは「産学共同プロジェクト」のみ必須)

- ア 事業の開始から終了するまでの間、前号のウ及びエを満たす2者以上で構成されており、かつ前号の要件を全て満たす者が1者以上含まれること。
- イ 当該研究グループの構成員の中から、前号の要件を全て満たす者を本補助金の申請・実績報告事務や専用口座による各種支払い事務、事務を統括しての管理運営等を行う代表企業として1者選定していること。
- ウ 鳥取県内に事務所を有し、研究開発等を実施する研究者が所属する大学・公設試等が1者以上含まれること。

本事業における大学とは、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置する大学をいう。

本事業における公設試等とは、国立高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、国及び地方公共団体の試験研究機関等、公益社団法人、公益財団法人、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、TLO(技術移転機関)、第三セクター(地方公共団体が出資又は出捐している一般社団法人及び一

般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人（第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について（平成26年8月5日付総財公第102号自治財政局長通知））のことをいう。

また、次のいずれも満たす一般社団法人、一般財団法人は、公設試等を含む。

（ア）役員（理事・評議員等）に大学の役員、教職員や前記の公設試等の役員、職員及び地方公務員が複数含まれる。

（イ）定款等にもものづくり産業又は技術等の振興に資する目的や事業を定めている。

（補助金の交付）

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に取り組む前条に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、開発しようとする革新的な製品・技術・サービス等が、風俗営業等に該当する場合又は公序良俗に反すると認められる場合は、本補助金を交付しない。

2 本補助金の額は、別表2の第1欄に掲げる補助メニューの区分に応じて、補助事業に要する同表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第3欄に定める率を乗じて得た額以下（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、上限は同表の第4欄に定める額とする。また、補助対象経費の額の下限は、同表の第5欄に定める額とし、事業実施期間は、同表の第6欄に定める期間とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、規則第5条の申請書に様式第1号による補助事業実施計画書及び様式第2号による補助事業収支予算書を添えて、産業未来創造課長が別に定める日までに別表3第3欄に掲げる者に提出して行うものとする。

（審査）

第6条 審査は鳥取県補助金等審査会（鳥取県革新的事業創出支援補助金審査会。以下「審査会」という。）において行う。

2 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置するものとする。

3 審査方法については、別に定める審査基準に従い、調査・研究開発の対象となる革新的な製品・技術・サービス等の内容及び調査・研究開発手法の妥当性等について審査を行う。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から90日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額を伴う変更

（2）交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

(進捗状況報告の時期等)

第9条 補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、各年度の9月30日現在における補助事業の進捗状況を、当該年度の10月15日までに、様式第4号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の9月30日までに補助事業を完了、中止又は廃止したときは、この限りではない。

- 2 補助事業者は、規則第17条第3項の規定による進捗状況を、各年度の翌年度の4月15日までに、様式第4号により知事に報告しなければならない。

(現地調査等)

第10条 知事は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、指定した職員により現地調査をさせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

- 2 知事は、前条第2項の報告があったときは、指定した職員により現地調査等を行わせるものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第2号によるものとする。

(補助金の支払い)

第12条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は補助事業者から次項の規定により、補助事業にかかる経費について補助金の概算払を請求されたときは、その内容を審査し、適切と認められる場合は、原則として鳥取県の一会計年度に1回に限り、交付決定額の範囲内で補助事業者が申請する額を支払うことができるものとする。
- 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第7号及び様式第8号を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。
- 5 規則第20条第1項の申出は、様式第9号により行うものとする。

(財産の処分制限)

第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和

40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加の価格が30万円以上の財産
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の規定による承認を受けるに当たっては、処分の事前に様式第10号により申請するものとする。

4 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(補助事業の報告等)

第14条 商工労働部長は必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況について報告又は発表をさせることができる。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。